

尼崎市

犯罪被害者等支援 に関するご案内

犯罪被害にあわれた方やご家族へ

尼崎市 危機管理安全局 危機管理安全部
生活安全・マナー向上推進課



目次

- 犯罪被害者等 総合相談窓口
- 見舞金・助成等支援に関して
- 支援に関するQ & A
- 関係機関連絡先

尼崎市 総合相談窓口

ご自身やご家族が犯罪被害にあわれ、お困りの際にご相談下さい。

ご相談内容をお伺いし、見舞金に関する手続きのご案内や、支援に関する情報のご提供や関係機関へもお繋ぎいたします。

- 相談受付時間

月曜～金曜 9時～17時

(土、日、祝日、年末年始を除く)

- 場所

尼崎市役所 中館8階

生活安全・マナー向上推進課

- 連絡先

TEL 06-6489-6502

FAX 06-6489-6686

ひとりで悩まず、まずはご相談ください。

尼崎市犯罪被害者等見舞金

犯罪被害により亡くなられた方のご遺族や、重傷病を負われた方、性犯罪被害にあわれた方に対して支給を行う見舞金制度です。

見舞金の種類	金額	対象者
遺族見舞金	40万円	犯罪行為により亡くなられた方のご遺族
重傷病見舞金	15万円	犯罪行為により重傷病を負われた方
性犯罪被害見舞金	15万円	性犯罪被害にあわれた方

支援等助成金

上記の見舞金の受給資格のある方に対して、支援を行う制度です。

支援の種類	金額
家事援助に関する費用助成	上限5万円
育児援助に関する費用助成	上限12万円
家賃助成	6月間 月額家賃の1/2 (ただし、上限3万5千円)
転居費用助成	1回につき 上限18万円 (1つの事件につき2回まで利用可)
行政手続等委任費用に関する助成	上限5万円
遺体搬送費用に関する助成	上限5万円

尼崎市犯罪被害者等見舞金①

遺族見舞金

金額

- 40万円

対象となる方

- 犯罪行為によりお亡くなりになられた方のご遺族

住所要件

- 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときに、尼崎市内に住所を有する被害者と、市内に住所を有するご遺族

申請期限

- 犯罪被害の発生を知った日から2年以内又は、犯罪被害の発生から7年以内

申請時の必要書類

- ① 死亡診断書
- ② 戸籍の附票（お亡くなりになられた方と申請者の続柄の確認ができるもの）
- ③ 振込先口座の通帳またはキャッシュカードの写し

尼崎市犯罪被害者等見舞金②

重傷病見舞金

金額

- 15万円

対象となる方

- 犯罪行為により重傷病（1月以上の期間の療養を要するもの）と医師に診断された方

住所要件

- 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときに、尼崎市内に住所を有する被害者

申請期限

- 犯罪被害の発生を知った日から2年以内又は、犯罪被害の発生から7年以内

申請時の必要書類

① 診断書

（1月以上の期間も療養を要する記載のあるもの）

② 住民票

③ 振込先口座の通帳またはキャッシュカードの写し

尼崎市犯罪被害者等見舞金③

性犯罪被害見舞金

金額

- 15万円

対象となる方

- 性犯罪行為の被害にあわれた方

対象となる性犯罪行為

- 不同意性交等罪（未遂を含む）
- 監護者性交等罪（未遂を含む）
- 強盗・不同意性交等及び同致死（未遂を含む）

※わいせつ被害は除きます。

住所要件

- 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときに、尼崎市内に住所を有する被害者

申請期限

- 犯罪被害の発生を知った日から2年以内又は、犯罪被害の発生から7年以内

申請時必要書類

- ①住民票
- ②振込先口座の通帳またはキャッシュカードの写し

支援等助成金①

家事援助費用助成

助成金額

- 上限 5万円

対象となる方

- 見舞金の受給資格のある方のうち、犯罪被害により家事を十分に行うことが困難となった方

申請期限

- 犯罪被害の発生から1年以内

対象費用

- ①調理、洗濯又は掃除等の家事援助
(申請者の自宅で実施されるものに限る)
- ②生活必需品の買い物の家事援助
- ③通院等外出時の援助
- ④その他、日常生活に必要な家事援助と認められるもの

利用対象期間

- 犯罪行為の発生日～1年6ヵ月を経過するまでに発生した費用

請求書提出時必要書類

- ①領収書、支払いを証明する書類
- ②振込先口座の通帳またはキャッシュカードの写し

支援等助成金②

育児援助費用助成

助成金額

- 上限 12万円

対象となる方（次の両方を満たす方）

- 見舞金の受給資格のある方のうち、犯罪被害により育児を十分に行うことが困難となった方
- 就学前の子どもを監護している方

申請期限

- 犯罪被害の発生から1年以内

対象費用

- ①一時預かり保育
- ②育児支援ヘルパー
- ③ファミリーサポート
- ④ベビーシッター
- ⑤子どもショートステイ
- ⑥その他、必要と認める育児援助

利用対象期間

- 犯罪行為の発生日～1年6ヵ月を経過するまでに発生した費用

申請時必要書類

- 住民票

請求書提出時必要書類

- ①領収書、支払いを証明する書類
- ②振込先口座の通帳またはキャッシュカードの写し

支援等助成金③

家賃助成

助成金額

- 月額家賃の1/2（ただし上限3万5千円）
※ 1千円未満の端数がある場合は切り捨て

対象となる方

- 見舞金の受給資格のある方のうち、犯罪被害により賃貸住宅へ転居する必要性が生じた方（以下のいずれかを満たす方）
 - ① 自宅の付近において犯罪が行われたため、住み続けられなくなった場合
 - ② 犯罪行為により住居が滅失、損傷し住み続けられなくなった場合
 - ③ 二次的被害により住み続けられなくなった場合
 - ④ その他、類する事由があった場合

申請期限

- 犯罪被害の発生から1年以内

利用対象期間

- 犯罪被害発生後最初に転居した場合で、6月分（※犯罪行為発生から3年以内に発生した費用に限る）

請求書提出時必要書類

- ① 賃貸借契約書
- ① 領収書、支払いを証明する書類
- ② 振込先口座の通帳またはキャッシュカードの写し

支援等助成金④

転居費用助成

助成金額

- 上限 18万円
※ 1つの事件につき2回まで利用可能

対象となる方

- 見舞金の受給資格のある方のうち、新たな住宅へ転居する必要が生じた方（以下のいずれかを満たす方）
 - ① 自宅の付近において犯罪が行われたため、住み続けられなくなった場合
 - ② 犯罪行為により住居が滅失、損傷し住み続けられなくなった場合
 - ③ 二次的被害により住み続けられなくなった場合
 - ④ その他、類する事由があった場合

申請期限

- 犯罪被害の発生から1年以内

対象費用

- ① 家具等の運搬費用
- ② 敷金および礼金

利用対象期間

- 犯罪行為発生から3年以内に発生した費用に限る

請求書提出時必要書類

- ① 領収書、支払いを証明する書類
- ② 振込先口座の通帳またはキャッシュカードの写し

支援等助成金⑤

行政手続等委任費用助成

助成金額

- 上限 5万円

対象となる方

- 見舞金の受給資格のある方のうち、犯罪行為より手続きの必要が生じた行政手続等に関して、弁護士等に手続きを委任した方

申請期限

- 犯罪被害の発生から1年以内

対象費用

- ① 犯罪被害により必要となった行政手続
- ② 犯罪被害者等見舞金申請手続
- ③ 犯罪被害により必要となった相続手続き
- ④ その他、必要と認められる行政手続等

利用対象期間

- 犯罪行為の発生日～1年6ヵ月を経過するまでに発生した費用

請求書提出時必要書類

- ① 領収書、支払いを証明する書類
- ② 振込先口座の通帳またはキャッシュカードの写し

支援等助成金⑥

遺体搬送費用助成

助成金額

上限 5万円

対象となる方

- 見舞金の受給資格のある方のうち、犯罪被害により亡くなった方の遺体搬送に係る費用を負担された方。

申請期限

- 犯罪被害の発生から1年以内

対象費用

- 犯罪行為によりお亡くなりになれた方のご遺体を解剖した場所又は保管されている警察署等から遺族が希望する場所まで搬送するために要した費用

利用対象期間

- 犯罪行為の発生日～1年を経過するまでに発生した費用

請求書提出時必要書類

- ①領収書、支払いを証明する書類
- ②振込先口座の通帳またはキャッシュカードの写し

支援に関するQ&A

Q 1

遺族見舞金、重傷病見舞金の対象となる「犯罪行為」とは具体的にどのようなのか？

日本国内（日本旅客機・日本船舶内も含む）で発生したもので、主な犯罪行為として、殺人、強盗致傷、傷害などが想定されます。

※正当行為及び正当防衛、過失による行為を除きます。

Q 2

見舞金の支給対象外となる場合は？

支給対象外となる場合は、以下のとおりです。

- ①犯罪被害者又はその遺族と加害者との間に夫婦、直系血族、3親等内の親族関係があった場合
- ②犯罪被害者が犯罪行為を誘発した場合、その他当該犯罪行為につき犯罪被害者にもその責めに期すべき行為があった場合
- ③犯罪被害者又はその遺族が暴力団員等である場合
- ④加害者との関係等の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと思われる場合

Q 3

警察への被害届の提出は必要か？

警察に被害届を提出済みであること、もしくは警察において既に犯罪の発生を把握していることが必要となります。

Q 4

交通事故の被害は対象となるのか？

犯罪行為による被害が対象であり、交通事故など過失による被害は対象にはなりません。ただし、危険運転致死傷罪に該当する場合は対象となります。

関係機関連絡先一覧

兵庫県の総合相談窓口

兵庫県犯罪被害者等総合相談窓口

○犯罪被害の相談、必要な支援のコーディネート

TEL 078-360-0783

月曜～金曜 9時～17時（土日祝日・年末年始を除く）

警察の相談窓口

兵庫県警察本部被害者支援室

○犯罪被害給付制度や各種支援制度の相談

○犯罪被害者やそのご家族のこころの悩み相談、カウンセリング

TEL 0120-338-274

月曜～金曜 9時～16時（祝日、12月29日～1月3日を除く）

民間支援団体の相談窓口

公益社団法人ひょうご被害者支援センター

（兵庫県公安委員会指定 犯罪被害者等早期支援団体）

○犯罪被害者やそのご家族の日常生活や立ち直りに関する相談

○弁護士や臨床心理士等による専門相談

○裁判所や病院等への付き添い

○診察代等の医療費補助

TEL 078-367-7833

月曜・火曜・木曜・金曜 10時～16時

（祝日、8月12日～8月16日、12月28日～1月3日を除く）

関係機関連絡先一覧

民間支援団体の相談窓口

特定非営利活動法人性暴力被害者支援センター・ひょうご

○性暴力被害者の急性期支援（ホットライン、面接相談、病院でのつきそい）

TEL 06-6480-1155

月曜～金曜 9時30分～16時30分

（祝日、年末年始を除く）

法律・弁護士についてのご相談

犯罪被害者支援センター（兵庫県弁護士会）

○弁護士による法律や悩み等の相談

木曜 13時～16時（要予約）

【予約方法のご案内】

TEL 078-341-8227

月曜～金曜 9時～17時

法律・弁護士についてのご相談

日本司法支援センター（法テラス）犯罪被害者支援ダイヤル

○弁護士や専門窓口の紹介や情報提供

TEL 0120-079714

月曜～金曜 9時～21時 土曜 9時～17時